

## 若者・青年組織の民俗 — 近代愛媛の事例 —

大本 敬久

### 一、はじめに

民俗学においては従来、村落における伝統的な若者組織（若者組）と、明治・大正時代以降に組織された青年会・青年団との関係を連続するものとして捉える視点が強かった。このことは大塚民俗学会編『日本民俗事典』の「若者組」の項（平山和彦執筆）の記載が象徴している<sup>1)</sup>。岩田重則は、民俗学が若者組織から青年団への単線的移行を所与の前提としてきたことは、若者組織の形成と持続、あるいは解体の過程を、歴史的事実に即して考察する視点を欠落させ、また、歴史的展開を素直に見る視点が欠如していたために、これまでの民俗学では、単に若者組織の活動の復元を中心に行ってきたことを指摘している<sup>2)</sup>。また、中野泰は、民俗学における若者組織の研究蓄積は多いが、組織の村落の中での社会的位置づけや、若者組内部の組織原理、近代における若者組から青年団への再編成について、いずれも議論が不十分で、その原因として若者組織の類型を日本全体の中で捉える志向が強く、近代における青年団への再編成に関しても同様の類型により把握されたことであると指摘している<sup>3)</sup>。

さて、これまで愛媛県内における若者組織の調査・報告については、野口光敏による成果が著しい<sup>4)</sup>。野口が執筆した『愛媛県史』民俗編上（以下『県史』と表記）の「年齢集団」の節では、若者仲間について「多くは明治以降、青年会・青年会の名称に統一されていたが、ムラの中心における本質的な機能は近年までさほど変容をみせなかった<sup>5)</sup>」とか、「若連中は村々の若衆らによって自然発生的に組織されてきたのであったが、明治中期以降から次第に規律なども乱れて来て問題点を露出するようになり、結果、上からの指導で部落別の『青年会』に改称されて統制を受けると、やがて自然消滅した。明治三十七年のことである。しかし、従来の若連中がすぐ解体したのではない。その習俗や

慣習は一方に残り、これまでの性格を温存しつつ近年に及んでいる。しかし、それはそれとして、表面的には明治三十七年をもって若連中は解散し、明治四十一年には村単位の青年会に発展して各部落毎に支部が置かれ、大正十一年にはそれぞれ『青年団』と改称されるに至ったのである<sup>6)</sup>。」と述べており、やはり若者仲間の活動の復元を主としており、青年会、青年団の組織化や継承に伴う若者仲間の時代的変遷や衰微・改編の具体的な状況についてはほとんど触れていない。画一的に明治三十七年に青年会、明治四十一年に村青年会、大正十一年に青年団となったと紹介するのみで、愛媛県内の各村々における状況については、これまで民俗学の視点では取り上げられてこなかったのである。なお、教育史の視点では、『愛媛県教育史』に青年団の組織化について、行政資料をもとに各地の青年団結成時期・組織の内容についての一覧が作成されているが、各村々での従来の若者組織から青年会、青年団への改編の経緯や状況までは触れられていない<sup>7)</sup>。

本稿では、これまで民俗学で報告されている数多くの聞き取り調査の事例と、教育史で報告されている行政資料をもとにした事例の乖離を埋める作業の一過程として、『維新前後社会教育の調査』という資料を主な題材として取り上げたい。今回用いる『維新前後社会教育の調査』（以下『維新調査』と表記）は、愛媛県立図書館所蔵の資料で、昭和十一年に愛媛県教育会が県内の各小学校に調査報告を求めて作成したものである。調査票には「若衆連」（若者組織）に関して、①維新前校下における若衆連の数、②各連の名称、③その組織年齢の概要、④人員概要、⑤沿革（維新前・維新後）、⑥行事、⑦古記録の項目があり、その他に「武術道場」、「文庫」、「宿子組」、「女子教育機関」、「民衆的芸術娯楽」、「教育的意義のある会堂」、「その他教育的施設」に関する項目がある。実際に提出された調査票には、各項目とも空欄もしくは該当なしとするところが多く、愛

媛県全体の状況をすべて網羅することはできないものの、県内全地域の小学校からの提出ということもあり、記載事項を拾遺していくだけでも膨大な情報量になる。しかも昭和十一年段階に調査されたもので、明治、大正時代の状況についても記憶の確かな時期の情報提供であり、戦後の民俗調査で聞き取り等により集積された報告と併せることで、県内の若者・青年組織の研究の進展に繋がるのが期待できると考えている。

この『維新調査』は、これまでに『愛媛県教育史』にて<sup>8)</sup>、この資料の存在とその記載概要がまとめられているが、ごく簡略に紹介されているに過ぎず、管見の限りでは、それ以外に若者・青年組織に関する研究として、この資料を用いたものは見られない。本稿では『維新調査』の中でも特に「若衆連」に関する項目の記載事項を拾い上げ、近代における愛媛県内の若者・青年組織の様々な状況について紹介してみたい。なお、本資料の「宿子組」に関する項目の記載からは明治・昭和初期にかけての若者宿（泊り宿）に関する状況を把握することができるが、この点については本稿では紙幅の都合で今回は割愛し、別稿で紹介する予定である。（本稿においては、カッコ内の現市町名は、平成十七年四月一日時点のものを使用している。）

## 二、若者組織（若者仲間）の呼称

野口光敏によると、愛媛県内の若者仲間の呼称として、若衆組、若衆、若者組、若者衆、若連中、若連、若中などがあり、傾向として若衆組、若連中が最も多く、地域的特徴として、若連中もしくは若連、若中の呼称を持つているところが宇和海側には皆無であり、ほとんどが瀬戸内海側にあることを指摘している<sup>9)</sup>。野口の聞き書き等によれば、若連中と呼ぶのは大三島町肥海・伯方町伊方・木ノ浦・吉海町椋名（以上今治市）、松山市久米、瀬戸町（伊方町）、八幡浜市中津川などであり、内陸部では重信町山之内（東温市）、中山町漆（伊予市）、内子町立川・立山、大洲市恋ノ木、宇和町郷内・野村町植木（以上西予市）で

あり、分布の上では東宇和郡の内陸部が一応の南限となっている。そして『県史』では、若連中の稠密な分布は松山平野およびその周辺域で、どの村にも若連中の奉納した幟石や手水鉢などの石造物が数多く残っていることが指摘されている。

そこで『維新調査』の「各連の呼称」の項目を見てみると、「若連中」の呼称を表記しているのは、東予地方においては、新立村新宮・上分町・金田村・川滝村・松柏村・富郷村猿田・津根村（以上四国中央市）、大島村・船木村（以上新居浜市）、大保木村・西條町玉津・橘村橘・禎瑞・氷見村・田野村・桜樹村明河・千足山村・楠河村・庄内村・徳田村（以上西条市）、今治市近見・富田村・鈍川村・九和村・日高村・乃万村・龍岡村・大井村・亀岡村・菊間町・渦浦村椋名・亀山村・渦浦村津島・宮窪村友浦・東伯方村・東伯方村有津・瀬戸崎村・盛口村井口・盛口村盛・宮浦村（以上今治市）、弓削村弓削（以上上島町）である。

中予地方においては、松山市素鷲・味生村・垣生村・潮見村・桑原村・北條町安居島・興居島村由良・西中島村粟井・畑里・神和村怒和・津和地・二神・石井村・坂本村・小野村（以上松山市）、三内村土谷・北吉井村（以上東温市）、明神村・面河村石墨・面河村・笠方・弘形村・父二峰村（以上上久万高原町）、砥部町砥部・原町村麻生・広田村玉谷・高市（以上砥部町）、北伊予村（以上松前町）、中山町永木・下灘村・佐礼谷村（以上伊予市）となっている。

南予地方においては、参川村西参川・小田町小田・石山村・天神村（以上内子町）、大谷村・宇和川村・三善村・粟津村・上須戒村・白滝村・櫛生村・長浜町長浜・青島（以上大洲市）、三島村下泊・二木生村・中川村・宇和町上松葉・魚成村（以上西予市）、宇和島市日振島村（以上宇和島市）、内海村魚神山（以上愛南町）である。

これまでの報告では、「若連中」の呼称は宇和海側には皆無とされていたが、西予市三瓶町の旧三島村や二木生村、宇和島市日振島、愛南町の旧内海村魚神山のように、宇和海沿岸部の漁業を主体とした地域にも存在していたことがわかる。しかしその事例数は少なく、南予地方、特に西宇和郡・東宇和郡以南で

は一般的な呼称ではなかったようで、東予地方から中予地方、そして大洲・喜多郡域までは「若連中」が一般呼称であったと言える。

なお、若者仲間の呼称が「若連中」だけではなく、村の中でも複数ある場合も多い。例えば宇和町(西予市)では町内の九つの組があり、『維新調査』には「上松葉若連中、下松葉若衆組、永長若イシ組、久枝若イシ組、小野田若イシ組、野田若イシ組、鬼窪若衆組、卯之町若イシ組、伊賀上若者組」とあるように、若連中、若衆組、若イシ組、若者組と同じ町内でも呼称表記が異なっている。また、魚成村(西予市)でも「若イ士組。但し若連中とも云う」とあるように、第一呼称としては「若イ士組」(ワカイシグミ)であり、但し書きとして「若連中」が記されている。また、三内村土谷(東温市)、西中島村(松山市)、砥部町砥部・広田村玉谷(砥部町)では、若連中とともに「若イ者組」が列記されており、「若連中」の濃厚な分布域の周縁地域にこの併記が見られるという傾向があるといえる。

次に「若連」であるが、『県史』では別子山村(新居浜市)、松山市米野々と内陸があったところと、三崎町正野(伊方町)が挙げられているが、『維新調査』には、正岡村、荏原村(松山市)でも「若連」と表記されている。また、『県史』では「若中」の事例は、魚島村(上島町)のみとされており、『維新調査』を見ても魚島村は「若中」と紹介されている。そして豊岡村(四国中央市)の調査票でも「若中」の表記があり、魚島以外にも「若中」の事例は確認できる。次に「若衆組」については、『県史』では、地域性が窺えにくく県内全域に見られる旨が紹介されている。『維新調査』の表記を見ても、県内の広範囲にわたり、蕪崎村(四国中央市)、角野村(新居浜市)、大保木村・中川村・桜樹村楠窪・石根村・周布村周布・壬生川町壬生川(西条市)、上朝倉村・鴨部村(今治市)、岩城村(上島町)、生石村・粟井村(松山市)、柳谷村・仕七川村(久万高原町)、中山町中山(伊予市)、大洲町久米・南久米村・出海村・喜多灘村(大洲市)、八幡浜市白浜・川之石町・磯津村磯崎(八幡浜市)、四ツ浜村川之浜・神崎・三崎村串(伊方町)、三瓶町・溪筋村・野村・阿下・釜川・貝吹村(西予市)、宇和島市九島・高光村(宇和島市)、三島村(鬼北町)、明治村松丸(松

野町)、下灘村(津島町)、内海村柏(愛南町)となっている。仕七川村(久万高原町)や貝吹村(西予市)の調査表では「若衆組」のルビとして、「ワカイシグミ」とあり、呼称は「ワカシユウグミ」ではなく「ワカイシグミ」が一般的であったようである。これを裏付けるかのように、『維新調査』では「若イ衆組」もしくは「若イ衆組」と表記されている事例も多く、寒川村(四国中央市)、大生院村・大保木村鬼之山(西条市)、大山村(今治市)、御祓村(内子町)、四ツ浜村田部(伊方町)、玉津村(吉田町)、高近村高田(津島町)、泉村(鬼北町)がこれに当てはまる。この地域的分布を見ると、東予地方全般及び南予地方に比較的多く、中予地方には比較的少ない。これは先に挙げた「若連中」が松山市を中心とする中予地方に多く分布していることと関連があると思われる。なお、「若衆組」と類似する「若衆」は、三島町・小富士村・野田村(四国中央市)、清水村(今治市)、大谷村(大洲市)、三浦大内浦(宇和島市)となっている。

さて、「ワカイシグミ」という呼称についてであるが、三崎町三崎(伊方町)では「若衆」のルビとして「ワカイシ」とあるなど、表記に拘らず「ワカイシ」と呼んでいたと推察できる事例として、加茂村(西条市)の「若士組」、大和村(大洲市)の「若イ子組」、川上村(八幡浜市)の「若イシ」、多田村の「若子組」、宇和町の「永長若イシ組」、「久枝若イシ組」、「小野田若イシ組」、「野田若イシ組」、「卯之町若イシ組」、魚成村の「若イ士組」(以上西予市)、来村(宇和島市)の「ワカイシ」、内海村中浦(愛南町)の「わかいし組」が挙げられる。また、河辺村(大洲市)や、三島村皆江(西予市)の「若イ者」は「ワカイモン」と呼ぶのが適当だろうが「ワカイシ」と呼んでいた可能性も否定できない。このように「ワカイシ」、「ワカイシグミ」の呼称を推察できる事例は多いが、「ワカシユウ」、「ワカシユウグミ」と呼んでいたことを確認する事例は見る事ができない。

そこで「若者組」の読み方が問題となる。『県史』では「若者組」について、宇和海側は皆無と指摘し、瀬戸内海側は伊予三島寒川、宮窪町浜、大西町九王などが挙げられている。『維新調査』では、堀江村・余土村(松山市)、三崎村

大佐田(伊方町)、中筋村・狩江村(西予市)、旭村近永(鬼北町)、畑地村(津島町)では「若者組」と表記されており、宇和海側にも若干例であるが確認できる。また、類似表記の「若い者組」・「若い者組」を含めると、泉川村(新居浜市)、飯岡村(西条市)、津倉村・西伯方村伊方(今治市)、生名村(上島町)北條町・浅海村・久米村・久枝村・五明村・東中島村大浦・小濱・長師・宮野(松山市)北吉井村山之内・三内村土谷(東温市)、仕七川村東川・中津村黒藤川(久万高原町)、原町村宮内・砥部町砥部・広田村玉谷(砥部町)、上灘村・南山崎村・北山崎村(伊予市)、新谷村(大洲市)、磯津村喜木津・喜須来村(八幡浜市)、伊方村(伊方町)、土居村(西予市)、蔭淵村・戸島村嘉島(宇和島市)、目黒村(松野町)、岩松町(津島町)がある。これらにはルビがなく、具体的な読み方は確定できない。ただし、浅海村(松山市)では、「若い者組」・「若い者組」が両記されており、いずれも「ワカイシグミ」と呼んでいたと考えられる。また、それとは別の呼称事例として拝志村(東温市)では「若いもん組」と記されており、「若い者組」、「若い者組」の呼称が「ワカイモングミ」である事例も確認できる。「ワカモノグミ」と呼んだことが確定できる事例はないが、「若衆組」、「若者組」については、読み方を今後精査した上で、地域的分布を確定する必要がある。

その他の呼称では、「若衆連」が新立村新宮(四国中央市)、川瀬村直瀬(久万高原町)、「若衆連中」が桜樹村(西条市)、「若者連中」が面河村面河(久万高原町)、奥南村立目(吉田町)、「若者中」が俵津村(西予市)、旭村成川(鬼北町)となっている。

なお、『維新調査』では右記の「若連中」や「若衆組」等の呼称表記ではなく、〇〇社もしくは〇〇舎といった青年組織の名称も散見できる。これらはいずれも明治時代中期頃に、それまでの「若連中」や「若衆組」が改編されたり、新たに組織されたものであり、この詳細については後項にて紹介する。

### 三、組織

#### (一) 加入年齢

「若連中」・「若衆組」といった若者組織への組入りの年齢について『維新調査』で見ると、例えば北山崎村(伊予市)では「十六才で亥子頭として十七才より若い者組に入る」とあるように、村の中での子組の頭を経た年齢の者が若者組織に加入することになっていた。亥の子組は一種の子供組であるが、愛媛県内では子供組は規約等の整った組織化されたものではなく、伝承的な民俗行事の担い手集団として機能していた。若者組のように日常的に存在が意識され、機能するものではなく、秋の亥の子や小正月の火祭りであるトウド、盆の盆飯など、それぞれ主催する行事ごとに結成され、通常は集団・組織としての意識はされないものである。よって、子供組は地元では「子供組」と称されることは稀で、亥の子を実施する地区では「亥の子組」と呼ばれ、その年長者が「亥の子頭」とか「亥の子大将」と呼ばれている。そういった子供主体で民俗行事の担い手となる年齢集団を経た段階で、若者組織に加入するというのが一般的である。

その具体的な加入年齢を『維新調査』で見ると、各調査票に記載された年齢が満年齢なのか数え年なのか統一されていないため判別できず、正確な加入年齢は確定できない。しかし満年齢と数え年の一歳の誤差があるにしても、大まかな傾向を把握することは可能であるので、ここで紹介しておきたい。

まず調査票の中で最も早いのが西條市大町(西条市)、新浜村(松山市)の「十二歳」で、北吉井村(東温市)が「約十二歳」、神和村津和地(松山市)が「十二、三歳」となっている。次に「十三歳」が石山村(内子町)、「十三、四歳」と表記されているのは、東中島村長師・宮野(松山市)、四ツ浜村川之浜(伊方町)であり、「十四歳」が二本生村・三島村皆江・俵津村(西予市)、「十四、十五歳」が泉川村(新居浜市)、丹原町丹原(西条市)、神和村二神(松山市)、中津村鉢(久万高原町)、川上村・宮内村(八幡浜市)、来村(宇和島市)である。なお、満年齢が表記されているものとして、野村・阿下・釜川(西予市)の「満十四歳」

がある。また、加入年齢は村の中でも一律ではない場合もあり、興居島村泊（松山市）では、富裕者は十二、三歳、普通は十四、五歳となっている。

加入年齢が「十五歳」は事例が最も多く、このことは既に野口光敏が指摘しているところである。<sup>11)</sup>十五歳とされるのは、新立村新宮・新立村新成・中曾根村・松柏村・津根村（四国中央市）、角野村・中萩村・高津村（新居浜市）、飯岡村・加茂村・大保木村鬼之山・大保木村黒瀬・大保木村中奥・橘村禎瑞・石根村・田野村（西条市）、粟井村・湯山村・石井村・西中島村栗井・畑里・東中島村大浦・小濱・神和村怒和（松山市）、三内村西谷（東温市）、砥部町砥部・広田村玉谷・高市（砥部町）、中山町中山（伊予市）、明神村・川瀬村直瀬・仕七川村・面河村杉川・石墨・若山・黒藤川（久万高原町）、参川村西参川・東参川・小田町小田（内子町）、大洲町久米（大洲市）八幡浜市神山・磯津村喜木津・喜須来村（八幡浜市）、伊方村・四ツ浜村田部・神崎・三崎村串（伊方町）、三瓶町・三島村蔵貫・狩江村・中川村・石城村・下宇和村・貝吹村・魚成村（西予市）、旭村近永・成川・三島村（鬼北町）である。なお、「満十五歳」と表記しているのは、久米村（松山市）・仕七川村東川（久万高原町）、多田村・溪筋村（西予市）、愛治村（鬼北町）である。

「十六歳」としている事例は少なく、大生院村（西条市）、松山市素鷲・垣生村（数え年）・荏原村（松山市）、川上村（東温市）、八幡浜市白浜・磯津村磯崎（八幡浜市）、三島村下泊（西予市）で、「十六、七歳」とするのは、妻島村・野田村（四国中央市）である。

加入年齢の事例は十五歳が最も多いが、次に多いのが「十七歳」で、金生村下分・寒川村（四国中央市）、垣生村（新居浜市）、中川村・桜樹村明河（数え年）（西条市）、難波村・北條町・正岡村・五明村・松山市清水・桑原村・生石村・潮見村・堀江村・小野村・坂本村・味生村・余土村（松山市）、拜志村・川上村・南吉井村・北吉井村（東温市）、原町村宮内・麻生（砥部町）、日振島村（宇和島市）となっている。

十八歳以上となると事例は極端に減る。「十八歳」とするのは豊岡村・小富士村（四国中央市）、興居島村由良・三津浜町（松山市）、「二十歳以上」とす

るのが三島町（四国中央市）である。

なお、長男・次男で加入年齢が異なる事例もある。蔭淵村（宇和島市）では「長男十二歳、次男十三歳より」とあり、また、三浦大内浦（宇和島市）では、「長男二限ル（中略）長男退組セバ二男入組ス」とあるように、長子優先の地域が宇和島地方の沿岸部に見られる。

## （二）組織

維新前後における若者組織は、明確な規約のもとに運営される集団ではなく、伊方村（伊方町）では「維新前ヨリ已ニ伊方浦ニ於ル自治的事業機関トシテ甚ダ漠然ト存在シ、平素ハソノ存在ナキガ如ク、単ニ浦内全部落ノ年中行事等ニ於テヤツト其ノ組織ヲ認メラレタルニ過ギズ」とか、金砂村川口（四国中央市）では「別ニ組織ノモノニアラス夏祭ニ大般若ヲカツグトカ、益ノ際、薬師堂ニテ念仏ノ世話ヲスルトカ、村芝居等ノ催サレルトキ小屋掛ノ世話ヲスル位ニ止ル」とあるように、普段は存在感がなく、「漠然と存在」していたという印象であった。しかし、集落内の年中行事や祭礼において、その運営を担い存在感を示していた。組織化とは言うものの規約は見られず、愛媛県内で若者・青年組織の規約が既に報告されているものとして、津島町鼠鳴の「青年会規約」がある。<sup>12)</sup>これは大正十五年の成立であり、青年会結成以降のものである。また、神和村（松山市）に昭和二十五年成立の「神和村青年団上怒和支部細則―益及び祭事業実施に関する細則―」があるが、これは「若者条目」を今日伝承している事例は県内では見られないものの、それを遺存しているものとして『県史』の中で紹介されている。<sup>13)</sup>『維新調査』では調査票に「古記録」の記入欄があり、若者組織に関する規約等が残存していれば記入されるべきところ、この欄では、提出された調査票の多くが空欄もしくは「該当なし」となっており、「若者条目」にあたるような記載は見られない。『維新調査』からは「若者条目」に該当するような規約は確認できないのである。

ただし、慣習法として推測できる事例はあり、制裁に関する記載は確認できる。例えば川上村（八幡浜市）では「若イ娘ノ他村ノ男子ト交際スレバ若イシ

ガ絶体ノ権限ヲ持チ、スマキニシテ川海へ投ゲルト意見セリ。交際スレバ親許へ寝サシタリ。」と記載され、吉井村吉井（西条市）では「若イ者連中の一人が悪事の以為あらば其者の家を網にて二重、三重に巻囲ひ倒さんばかりにする（その時仲裁入る）、本人は太網にてしぼり闇囀神社の梁に下げて半死半生の戒めの風習あり」とある。また、楠河村楠河（西条市）の河原津若連中では「悪事ヲナシタルモノ氏名、行状ヲカイト投ジ大勢トトモニコレヲヒライテ公ニシ一同で罰トシテソノ家壁ヲオトシニイッタリスル」とあり、同村の楠若連中では「悪事ヲナシタ連中ニ先ズ説諭ヲナシ、尚キカヌモノハ地中ニ投ジテコレヲコラシメル」とある。また、三芳村三芳（西条市）でも「治安、風紀、防火等ノ取締ニ任ズ仮令へバ野荒シ、夜盗ナドヲナス家アレバ家ヲ巻クト称シテ夜陰ニ乗ジ若衆連ガ押シヨセ来リテ壁ヲ落シ戸ヲ破リテ懲罰ヲナセリ」とある。岩松町（津島町）では「ホータロクビリ」といって、若衆組が村内の不徳者への私裁を行っていたという事例もある。これらの懲罰・制裁機能は近代に入って警察組織の充実とともに、警察に移行していき、これらの行為は若者の風紀の乱れと見なされたが、慣習としての制裁権を若者組織は持つていたことがわかる。ただし、これらの制裁は実際には日常的に執行されたものではなく、秩序維持のための一種の脅しとも思われ、この点から、慣習法としての位置づけができるのではないかと考えられるのである。

さて、若者組織の村の中の位置づけであるが、大保木村鬼之山では「若イ衆組ハ村デ一番勢力ガアツタ。種々ノ行事モ若イ衆組ノ許可ヲ得テ行ツタリシタ」とあるように、村の中で最も勢力の強い集団として認識されていたという事例がある。ただし、先に紹介した伊方村の事例のとおり、その集団の存在は「漠然としたもの」で、成文化された規約等が整っていないが、祭礼や年中行事にはその存在感が際立つというものであった。この大保木村の事例のように、「村デ一番勢力ガアツタ」というのは、村の自治の決定権を有することを意味しているのではなく、村の行事等における存在感の強さを表現しているものと考えられる。このことを示す事例として角野村（新居浜市）が興味深い。

『維新調査』の記述では、角野村の若衆組について「新田、北内、中筋、宮

原ノ四部落ニ各々古クヨリ念仏講アリ。戸主中心ノ会合ニテ、此ノ会合ニテ部落ノ年中行事其ノ他規約ヲ制定ス、若衆組ハ念仏講ノ定メタル行事ヲ世話スルガ本務ナリ。氏神祭典ノ余興トシテ太鼓台、ダンジリ擔ギ又盆踊ヲナス等」とある。つまり、家の戸主を中心とする会合が念仏講として存在し、年中行事等の村内の行事についてはこの念仏講に執行・運営の決定権があり、若衆組の本来的機能は、戸主中心の念仏講が決定した事項に従って、その世話をするのが本義だというのである。若衆組は村落社会の諸行事の運営の中心ではあったが、必ずしも自治権・決定権を保有するものではなかった。

若者組織では、成文化した規約等は見られないものの、役職に関しては各地の事例を散見することができる。これは地域的特徴が見られないようなので、事例を列挙しておきたい。

まずは東予地方であるが、金生村下分では「中老の措置のもとに集会をなす。組織的なものなし。単に年長者を一人頭として会をまとめる。」とあるように、年長者一名が「中老」という頭として会をまとめた。上分町では「年寄」、「筆頭」、「普通会員」の三種類があり、年寄が顧問役で、筆頭が会長役を担っていた。三島町では、「若衆中ヨリ一人ノ若衆頭ヲ選任スルノミ」とあるように、「若衆頭」が一名選任されていた（以上四国中央市）。次に垣生村では「総頭取」、「副頭取」、「組頭取」の三種類があり、組頭取までが会の運営の評議員格とされた。角野村では「三十歳ニ到レバ退会シ、以後中老トナリ顧問格タリ」とある。つまり、「中老」の役職はあるものの、それは若衆組の成員の中からの選任ではなく、三十歳で退会した後に顧問格として充てられていた。大島村では「年番」という役職があり「中老ノ推薦ニヨリ一年間此ノ職ニアリテ万事世話ヲナス」とある。角野村と同様で、若衆組を脱退した顧問格の「中老」の推薦によって組員の中から「年番」が選任され、一年間の任期でこの役職を務めるのである（以上新居浜市）。これらの事例からすると、先に挙げた金生村下分（四国中央市）の「中老」についても退会した者が務めていたとも解釈できる。同じく先に挙げた若者組織が戸主中心の念仏講の決定に従い、行事の世話をするという角野村では、退会した「中老」を設置し、若衆組の運営を顧問格として助言することは、若

衆組↓中老↓念仏組といった年齢階梯の存在を垣間見ることができ、村での行事決定・運営の年齢による役割分担がなされていたことが推測される。

次に魚島村（上島町）では「一名兄若者トモ称シ、女子ニ在リテハ姉若者トモ称シ来リシナリ」とあるように、一名の「兄若者」が選任され、女子の場合には「姉若者」と称したという。これは男子のみではなく、女子の若者集団（娘組）の存在を示している。娘組にも役職が存在していたことがここからわかる。

中予地方の事例を紹介すると、浅海村では「若い者頭」が一名いて、それと「同格ノ者」二名アリ総テヲ支配ス」とあるように若い者頭を筆頭に三名による組織運営をしていた。久枝村では役員は「若い者頭取、中年頭取アリテ未婚者ノ年長者ヲ以テス」となっており、生石村では「其ノ長ヲ頭取トイヒ可成勢力アリ。其下ニハ役員等ナシ」とあるように、絶対の勢力を持つ「頭取」がいるのみで、その他に役職はなかった。三津浜町・垣生村・興居島村由良でも「頭取」が長となつて若連中を統率した（以上松山市）。このように、中予地方では年長者が「頭取」として選任される例が多いようである。なお、西中島村では、組入りしたばかりの者のことを「小若衆」と呼んでいた事例もある。また、神和村怒和（松山市）では、統領のことを「若衆頭」、その下を「宿老（シクロ）」と呼び、若衆頭は年長の古参の順にて就任することになっていた。

南予地方では、八幡浜市白浜では、「大将」が一名、「若衆頭」が二名選任され、三名の役職があった。神松名村釜木（伊方町）では、長を「重立（オモダチ）者」と呼んでいた。三島村皆江では長を「若シ頭」、多田村では「若子頭」といい、「ワカイシガシラ」と呼んでいた。下宇和村では「人格者一名ヲ出シ大将トシ年順ヲ追ヒテ助役トナル」とあるように、単に年長の者を選任するのではなく、人格者であることも一つの条件とされ、「大将」と「助役」が選ばれた。高山村では、「大頭」、「中老」、「世話先」、「前頭」という四種類の役員についての記述があり（以上西予市）、旭村成川では「頭取」、愛治村（以上鬼北町）では「若者頭」といい、「若者頭ニ統率サレ絶対服従ノ義務ヲ負フ」とあるように、その長は絶対の権力を持つていた。戸島村嘉島（宇和島市）の「若い者組」の場合、「元締二名、大世話四名、下世話四、五名、

目付四、五名を以つて組織。明治三十五年頃に青年会と改称して、役員は会長、副会長各一名、監事二名、理事二名を置く。大正六年に嘉島青年団となり、团长、副团长各一名、幹事、理事各二名を置く」とあるように、明治中期以前においては「若い者組」として「元締」二名、「大世話」四名、「下世話」四、五名、「目付」四、五名の合計十四〜六名の役職のもと運営されていたが、明治三十五年頃の青年会への再編により、「会長」、「副会長」、「監事」、「理事」に改められ、大正六年に青年団に改組してからは「团长」、「副团长」、「幹事」、「理事」の役職に改められた。このような役職名が変遷していく事象は、明治時代中期以降に青年会や青年団が組織されたことにより、各地で見られた状況と思われる。

### (三) 組入りの作法

『維新調査』では、新規に若者組織に加入する場合の加入儀礼についても、記載のある調査票が散見できる。西中島村（松山市）では「相談会（年頭歌ヒ初メ） 例年旧正月二日ニ総会ヲ開キテ諸事ヲ相談シ、其ノ後引続キテ質素ナル新年宴会ヲ催ス。（中略） 新入者ハ父兄ニ伴ハレテ入り来リ、一同ニ挨拶ス。酒一升ヲ持参スルヲ常トス。父兄ノ為メニ若い者頭席ヲ譲リ、父兄ノ退席スルニ非ザレバ敢テ歌ハズ。斯カル間ニ団結、礼讓等ノ美風ハ養ハレタリ」とあるように、新規加入者は正月二日の総会（歌い初め）にて、父兄に伴われ、酒一升を持って来て挨拶をすることになっていた。父兄も同席する事例は他にもあり、大保木村中奥（西条市）の若連中では、十五歳の正月に入連の手続きをするのが、頭より入連者の父兄に挨拶をして、その後、頭より訓示があり祝宴等を行うことが記載されている。このように、組入りは親から願い出る形式の所が多かったようである。また、組入りに際しての持参品の事例として、田之筋村（西予市）では組入りには米二升、久枝村（松山市）では酒一斤を納めるのが常となつていた。

右記二例のように加入時期が正月である事例は他にも魚成村（西予市）では「若剃祝ひ（ワカゾリイワヒ）」と言つて正月二日が入団式で、酒宴を開くといったり、野村（西予市）でも「うたひぞめ・わかざり祝」と言つて「旧正月二日、

相当年齢に達したる者を組入せしめ酒宴を開く」とある。玉津村(吉田町)では、正月八日が組入の日とされる。

正月以外では、多田村(西予市)は旧八月一日が組入りであり、三内村東谷(東温市)では「年齢十五才になりたる秋神社祭のときに入組す」というように、秋季の神社祭礼が組入りの時期とされた。また、大洲町久米(大洲市)に関する記述では「十五才ニナツタ七月七日ニ組入式ノタメ、阿蔵中組ハ毘沙門堂ニ若衆揃ヒ、十五才ノ新組入ノ者、口上ヲモツテ連中ニ入ル式ヲナス。多クハ代役(近クノ年上ノ若衆)ニ口上ヲノベテイタダク。口上終ルト若衆全人ハ『セイダシテヤツテヤンナハイヨ』ト云フ。大将ハナク自然二年上ノ者ガナリ統制ス。厳格デ組ノ体面ヲ汚ストキハ組ハズレトナシ、盆踊村芝居等行事ニハ一部来ルコトヲ禁止シタリト」とあるように、七月七日が組入式とされた。この大洲町久米の記述からは組入式の様子が詳細にわかる。組入りに際しては口上を述べるが、多くの者は近所の年上の若衆が代役を務め、口上が終わると若衆全員が「精を出してやってやんないよ」(頑張りなさい・一生懸命しなさいの意)と言うのである。

#### (四) 脱退年齢

『県史』が指摘しているとおり、脱退年齢については、結婚するか二十五歳になれば脱退するところが多い。脱退の儀礼はなく自然脱退が一般的とされる。<sup>44)</sup> その年齢であるが、『維新調査』の脱退年齢の記載では、「妻帯マデ」、「結婚スルマデ」等の記述が非常に多く、調査票のほとんどが、脱退は結婚を期になされるものとなっている。ただし、「妻帯モシクハ〇〇歳迄」のように一応の目安となる年齢が記載されていることも多い。その年齢は一定ではなく、ばらつきが見られるので、ここで紹介しておく。

「二十歳」とするのは、妻鳥村(四国中央市)、中秋村(新居浜市)、新浜村(松山市)、北吉井村山之内(東温市)、川瀬村直瀬・仕七川村仕七川・東川(満二十才と表記)(久万高原町)、魚成村(西予市)である。

「二十二歳」は丹原町丹原(西条市)、「二十二、三歳」は小田町小田(内子町)、

旭村近永(鬼北町)、「二十三、四歳」は神和村二神(松山市)、「二十四、五歳」は泉川村(新居浜市)、西條町大町(西条市)、宮内村(八幡浜市)、二木生村(西予市)である。

「二十五歳」とするのは最も多く、新立村新成・金生村下分・野田村(四国中央市)、加茂村・大保木村鬼之山・橘村橘・橘村禎瑞・田野村・桜樹村明河(西条市)、粟井村・湯山村・久米村・興居島村由良(松山市)、川上村(東温市)、中津村鉢(久万高原町)、川上村(八幡浜市)、四ツ浜村神崎(伊方町)、多田村(満二十五才と表記)・貝吹村(西予市)、日振島村(宇和島市)である。また、「二十五、六歳」とするのは三島町(四国中央市)、旭村成川(鬼北町)である。「二十六歳」とするところは見られず、「二十七歳」となると桑原村・小野村(松山市)があり、「二十七、八歳」は狩江村(西予市)、来村(宇和島市)、「二十八歳」は石井村(松山市)となっている。なお、この石井村では、結婚すると直ぐに脱会するのではなく、結婚後三年間は在籍した後に脱会することになっていた。同様の事例は『県史』等でも紹介されており、松山市石手白石では、もとは結婚して三年目で退いていたが、人数が減るので三十歳まで抜けることができなくなったという。<sup>45)</sup> 伊台村(松山市)でも「三十才迄ハ其ノ若衆連ニテ特別ナ事情ナケレバ退カザルモノトセリ」という記載があり、結婚したとしても三十歳までは脱退していなかった。

さて、脱退年齢が二十九歳は大生院村(西条市)、面河村面河(久万高原町)で、「三十歳」となると事例が増える。「三十歳」とするのは豊岡村(四国中央市)、角野村・高津村高津(新居浜市)、飯岡村飯岡(西条市)、潮見村吉藤・味生村・三津浜町・荏原村・興居島村泊・西中島村粟井・畑里(松山市)、南吉井村(東温市)、原町村宮内・原町村麻生・広田村高市(砥部町)、明神村(久万高原町)中山町中山(伊予市)、八幡浜市神山・磯津村喜木津(八幡浜市)、三崎村串(伊方町)、石城村・下宇和村・俵津村(西予市)である。五明村(松山市)は通常は脱退は二十五歳だが、時には三十歳に及ぶといひ、明確な年齢規定があるわけではなかった。北山崎村(伊予市)でも、「妻帯と同時に退団するが三十才になつても妻帯せぬ者にはデンチを贈つて退団させてゐた部落もある」とい

うように、基本は結婚すれば脱退し、三十歳になっても結婚していない者はデ  
ンチ（袖なしの半纏）を贈って半ば退団させていたという事例が見られる。

なお、三十歳以上としては、潮見村（松山市）の吉藤若連中以外は三十二歳、  
伊方村（伊方町）は三十三歳、松山市清水は四十一歳という記述がある。小富  
士村（四国中央市）でも「中二ハ三十過ギテモ結婚セザル者ハ若衆ナリ」とあ  
るように、三十歳を超えても在籍する場合もあった。

さて、一年のうちいつ脱退するかであるが、野田村（四国中央市）では  
二十五歳の「其ノ年ノ祭終リテ若衆ヲ退ク習慣ナリ」とあるように、脱退時期  
は秋季の祭礼が終了した時点とされた。

脱退年齢の時代的推移であるが、三島村（鬼北町）の場合、「若衆組」では「三十  
歳未満（確タル制限ハナケレドモ）通常ハ二十五歳」とされたが、明治三十年  
に青年会と改編されて脱退年齢は二十五歳と確定されている。このように、青  
年会・青年団へと改組される中で成文化した規約等が整えられると、結婚して  
いない者の脱退年齢も固定化していく傾向があったようである。

#### （五）その他

野田村（四国中央市）の場合、江戸時代ははじめ松山藩領で、寛永十三年に  
川之江一柳家領、同二十年に幕府領松山藩預り地、寛文六年八日市一柳氏領、  
宝永元年からは幕府領、そして同三年に一部が西條藩領となった経緯がある。  
『維新調査』によると、「若衆」も幕府領と西條藩領で分立しており、一方を「天  
領若衆」（野田村小字馬場、宮ノ下東半の者）、もう一方を「西條領若衆」（野  
田村小字上市、森首、宮ノ下西半、上野田、本郷の者）と称した。明治四年の  
廃藩置県により、天領若衆、西條若衆はそれぞれ名称が消えたが、それ以前の  
慣習は変わらず、両組は分かれたままであった。明治二十一年四月に地方自治  
制がしかれてはじめて同一の若衆となったという経緯がある。このように、同  
一の村においても藩領の違いにより、若者組織が分立することが見られた。ち  
なみに野田村では、その直後の明治二十二年頃には、若衆を「壮勇社」という  
名称で呼んでおり、明治二十年代前半に若衆の再編が行われたことがわかる。

このような明治期における再編の諸相については、後項で述べたい。

## 四、行事

### （一）行事の概要

若者・青年組織の具体的な活動については、一般的に、（一）地域の成員と  
して必要な技能や規範、判断力を身につけるための教育訓練、（二）祭礼その  
他の村落行事の執行、（三）海難救助や消防あるいは夜警など村落の安全確保  
の活動、（四）他村との通婚を妨害したり、あるいは結婚を希望する者への支援、  
（五）芝居の上演の娯楽活動などが挙げられている<sup>10)</sup>。ここでは、『維新調査』の  
調査票の「行事」の項目に記載された内容を紹介し、愛媛県内における若者・  
青年組織の具体的な活動について述べてみたい。

戸島村嘉島（宇和島市）では、若衆組の行事は、旧二月、八月に総籠り、旧  
七月十三日、十四日に般若踊り（はんや踊）、旧七月十五日に盆踊り、旧六月  
に相撲、旧二月十一日、三月十五日に伊勢踊り、旧二月地狂言、という具合に、  
祭礼、年中行事の世話が主体であることがわかる。多田村（西予市）でも「若  
者宿ニ毎日宿リ私的交際ヲナシ八月ニ総会ヲ開キ角力ノ世話、辻幟、辻提灯、  
牛鬼、四ツ太鼓、神輿渡御ノ供奉ヲ協議実施ス。又寺縁日ノ時ハ角力ノ世話、  
盆踊ヲナス。其ノ他農閑期ニハ夜学ス」とあり、農閑期に夜学をすることは明  
治中期以降のことであろうが、主は祭礼、年中行事であった。上朝倉村（今治市）  
でも、一月十一日に産土神社通夜、三月四日に四国遍路接待、七月十四、十五  
日マンド、盆踊、秋祭境内清掃献灯等、一月、七月の十六日総集会が行われ、  
新立村新成（四国中央市）でも地神祭、氏神祭、奉納芝居、奉納鐘踊を行い、  
盆には盆踊、盆角力を催すことが若者組織の主な行事とされた。

その他には、松柏村（四国中央市）では、御神灯の世話、道路作り改修、四  
国遍路接待、村芝居の世話、物議の仲裁、消防を行い、寒川村（四国中央市）  
では田畑山林の野荒し、盗伐の取締り、秋季大祭の御神灯、太鼓台、お舟等御

伴道具の支配、春季四国遍路への接待等が主な行事とされ、祭礼、年中行事以外にも道路改修（道作り）、消防、治安が若者組織の機能として担われていた。

## (二) 四国遍路への接待

日高村（今治市）では「各若連中ニテ多クノ相違ハアルモ大略（一）旧三月四日ニオ接待トテ四国遍路ニ対シ米餅ナドヲ分与ス（二）氏神祭礼ニ獅子奴ノ行列ヲナス（三）祭礼ニ幟立トテオ旅所ヘ幟ヲ立ツルコト（四）祭礼ニ『オドリコ』トシテ現今ノ万歳ノ如キ催シヲナス。」とあるように、旧暦三月四日の四国遍路の順拝者に対する米や餅の接待や、神社祭礼の際の幟立てなどの準備、祭礼への獅子舞や奴行列等を担当することになっており、やはり若連中の主な行事は、年中行事や祭礼に関することが主であったが、注目されるのは、上記の上朝倉村の事例も同様で、四国遍路への接待が行事の一つに位置づけられていることである。

四国遍路への接待については、愛媛県内の多くの若者組織で行っていたことが『維新調査』の調査票からわかる。新立村新宮（四国中央市）では「旧三月二十一日の日を期し『おせつたい』と称し、各組々から集めた米で握り飯をこしらへ、家重に入れ大師遺跡奥之院に至り遍路者に与へた。これは維新後のことであるが現今はこの風習（行事）は絶へて居る。」とあり、日高村では旧暦三月四日であったが、新立村新宮では旧暦三月二十一日とされた。接待場所は「大師遺跡奥之院」とあるので、仙龍寺（四国中央市馬立）で行われたと思われる。また、拜志村（東温市）では「春三月四日接待米ヲ集メテ高井ノ西林寺ニ行キ遍路ニ奉捨ス」とあり、三月四日に第四十八番札所西林寺（松山市高井町）で、米の接待をしていた。「接待米ヲ集メテ」との記述から、若連中が主体となって村内から米を集め、西林寺に持っていったと考えられる。同様の事例は原町村麻生（砥部町）にもあり、「接待（若連中ニテ各戸ヨリ米ヲ集メテ四国遍路ノ接待ヲナシタリ）」と記載されているとおり、若連中が各家々から米を集めていたことがわかる。村の中での接待の世話・担い手としての機能が若者組織にはあったのである。ちなみに愛媛県歴史文化博物館では、下林村（東

温市）の若連中の接待に用いられた二ナイを展示している（森正史氏寄託資料）。この二ナイの蓋裏には「明治二巳年三月吉日」、「若連中」の銘があり、米や餅などの接待品の運搬には特定の運搬具が用意されていたことがわかる（写真①参照）。

四国遍路への接待の時期については、「旧三月四日」とするのが、先に挙げた日高村、拜志村以外に上朝倉村（今治市）があり、「旧三月十五日」とするのが高光村（宇和島市）、日は記載されていないものの、「三月」とするのが上分町（四国中央市）、三、七月」と年二回行っていたのが松山市清水・潮見村（松山市）である。また、接待の場所が記載されているのは、上記の他に、味生村（松山市）が「太山寺、石手寺等」、松山市清水が「長健寺」、内海中浦（愛南町）は「時々、平城四十番霊場にておせつたいヲナス（遍路ニ食物ヲ献ズ）」とあり、第四十番札所観自在寺で接待を行っていた。

接待の月日・場所の記載は無いものの、上記以外に接待を行っていた事実が



写真① 接待に用いられた二ナイ

確認できるのは、金生村下分・妻鳥村・松柏村・寒川村・野田村（四国中央市）、徳田村・中川村・桜樹村楠窪（西条市）、乃万村・九和村（今治市）、浅海村・石井村（松山市）、御荘町平城（愛南町）である。若者組織の行事として四国遍路への接待を実施していたという事例は、現在の四国中央市、今治市、松山市、愛南町が多く、しかも接待場所が近隣の札所であることから、札所の近隣に位置する村において顕著に見られることがわかる。日帰りできるような近隣に札所のない地域では稀であり、

若者組織の行事となり得なかつたのは理解できるが、久万高原町や内子町、大洲市など、札所があったり、遍路道沿いの地域でも、若者組織による接待の記述が全く出てこないところもある。

なお、「順礼」と称する事例で、四国遍路とは無関係の別の行事もあり、三木村塩成(伊方町)では、「旧正月十七日より二月初午まで順礼と言つて若連中の者が西国三十三番の御詠歌を流しつつ各家をまわつてみた」といい、若連中が西国三十三観音霊場の御詠歌を、若連中が各家々を巡つて詠んでいた。

### (三) 年中行事・祭礼・盆踊

『維新調査』の各調査票の「行事」の項を見ると、祭礼の準備、世話と盆踊に関する記述がかなりの数にのぼる。ここでは、その中のごく一部にとどまることが紹介しておきたい。蕪崎村(四国中央市)では「秋ノ祭ニ太鼓台ヲカツグコト。故ニ若衆組ノコトヲ太鼓組ト言ツタ。」とあるように、若衆組の主たる行事が秋祭に太鼓台を担ぐ事なので「太鼓組」と称したといふのである。若者組織の性格が如実に現れている事例と言える。太鼓台を担ぐ、または世話をするといふ事例は、豊岡村・津根村(四国中央市)、神郷村・船木村・角野村(新居浜市)等があり、宇摩平野から新居浜市にかけての秋祭に太鼓台が登場する地域には同様の事例が多い。

北条町(松山市)では、芝居とダンジリ賑が行事として記載されている。芝居は、九月の秋祭には若者組の世話により他村より招くというもので、ダンジリ賑は、同じく秋祭にダンジリを作り、祭事の余興とするといふ。北条地域では現在でも風早火事祭りとして数多くのダンジリが秋祭を賑わすが、若者組の行事としてダンジリを組み立てて、祭礼に出すことになっていた。

松山市清水・垣生村(松山市)では、秋祭の獅子舞が若連中の行事になっている。垣生村では「コノ稽古ニハ全部出場、時間厳粛、遅刻ハ罰ス」とあるように、厳格な統制のもと、獅子舞の稽古が行われていた。松山市域では多くの神社で秋祭に獅子舞が奉納されており、この地方の祭礼に関する記述も獅子舞に関するものが多い。また、五明村・三津浜町では「神輿渡御」の記載がある。

ちなみに、松山地方の秋祭の特徴に、神輿の鉢合わせ等の神輿文化が挙げられるが、『維新調査』の記載には神輿の鉢合わせに関するものは見られない。なお、加茂村(西条市)では「祭礼ニ御神灯ヲ掲グル位ノモノ」とあるように、祭礼に山車、お練りを出すことのない地域では、幟立てや御神灯等の祭りの準備が若者組織の役割とされていた事例が多い。

祭礼以外の年中行事についても各調査票の記載は多く、その一部の紹介にとどまるが、瀬戸崎村(今治市)では「旧正月注連はやしの世話」つまりトウド・シンメイサンと呼ばれる小正月の火祭りの世話を挙げている。その他には、金生村下分(四国中央市)では、正・五・九月の町御祈禱、亀岡村(今治市)では、弓祈禱(維新後間もなく廃止されたという)、加茂村(西条市)では「夏土用中大般若祈禱ニ大般若ヲ昇キ」、神和村怒和(松山市)では、七月二十一日の大師相撲主催、三島村蔵貫(西予市)では「オシヨロ船流し」(精霊船流し)つまり「盆ノ飾物ヲ竹ト藁ヲ造ツタ船ニノセ流シ火ヲツケル」行事、二木生村(西予市)では「才伊勢踊」などが挙げられている。

盆踊についても記載は多いが、明治四十四年頃に出された「愛媛県悪弊事項」の中に「盆踊りと称して、七、八月頃月夜青年男女異様の扮装をなし終夜ワイセツの行為をなし此の機会に於て青年男女の野合をなすこと(上浮穴郡内)」とあるように、盆踊は若者・青年組織の風儀改善の対象の最たるものであった。『維新調査』の記述では、楠河村楠河(西条市)の場合、「旧盆三日間ハ仮装シテ明方マデ盆唄ヲウタヒ陣ヲツクリテヲドリヌク。尚河原津ニテハコノ三日間ハ他人ノ団子等ヲトリクヒテモトガメヲ受ケズ(今ハコノコトナシ)」とあるように、盆には仮装・扮装して陣を作って「ヲドリヌク」つまり三日間、踊り通していた。盆踊は若者が没頭し、自己発散できる機会として機能していたのである。なお、この記述では河原津においては盆には他人の団子を盗み食いしても咎められなかったという。この団子は精霊棚に供えられたものと思われ、若者がそれを盗むという風習があったことがわかる。若者は盆の期間中は扮装して踊り通すことで自己発散するとともに、一種の陶酔状態になっていたと思われ、非日常的存在として他家の供え物の団子を食べ、それが盆の精霊

供養になると考えられていたのであろう。この行為は近代に入って盗み・犯罪的行為と見なされ、盆踊での扮装や自己陶醉の状態も次第に薄れていき、この習俗は廃れていったものと推測できる。

次に、年中行事とは言うものの、村落行事の世話を二義とするものではない、若者組織内での行事について紹介しておきたい。河野村(松山市)では「新年、節句、寒入等二ヨリテ飲食ヲ共ニシ、余興スル位ノモノ。地方祭ニハ最モ團結ス。社会的、修養的行事ハ余リ無カラシム」とあり、社会的・修養的行事ではなく、余興・娯楽のため節日には集合して共同飲食をしていた。

また、西中島村(松山市)では「相談会(年頭歌と初メ)例年旧正月二日二総会ヲ開キテ諸事ヲ相談シ其ノ後引続キテ質素ナル新年宴会ヲ催ス。若イ者頭以下ノ席次厳格ニシテ必ズシモ年齢ノ順ニ非ズ。『樽ガ古イ』とて入組ノ順ナリ。又寄留者ハ末席ニ坐スヲ常トス。村娘酒間ニ侍シ共風紀正シクシテ其ノ帰宅ニ際シテハ小若衆(年若キ者)二人ヲ附シテ之ヲ送ラシム。」とあり、旧正月二日に総会としてウタイゾメ(相談会)を催し、新年会としていた。注目されるのは席次であり、必ずしも年齢の順ではなく、「樽が古い」と言つて組入りした順番で決まっていた。また、一時的に村に居住している寄留者は末席とされた。このように、年齢順ではなく組入り順で席次つまり組織の中での序列が決まるというのは、中野泰が既に強調している点である<sup>20)</sup>。年齢は、かつての社会においては必ずしも厳密な序列を表すものではなかったと考えられ、近代の村落社会における序列の基準は年齢だけでなく、「体」「力量」「働き次第」「家柄」「顔」「成績」などであった。年齢の序列はゆるやかな幅を持った序列意識であり、この西中島村の事例は、入学した年齢に基づく年次という秩序が、学校教育等の定着により次第に浸透していったものという、近代の中でも比較的新しいものであることを示している。

#### (四) その他

『維新調査』の調査票では、維新前後の若者組織の行事について記載が求められたが、明治時代中期以降の青年会、青年団に改編された以降の行事が記載

されている調査票も見受けられる。例えば久万町(久万高原町)では「青年会成立当時に於ては週に一、二回会合(会合場所ハ現在桂町□□氏宅、青年俱樂部当時ハ会員自宅順番)して雄弁会、討論会及び研究問題を提出してその研究等、青年団となりてからは講演、談話、夜学会等を開き精神修養、風儀の改善及身体の鍛錬等を計る」とあり、青年会成立当時は週に一、二回の会合を開き、雄弁会、討論会等を行い、後に青年団となつてからは、講演、談話、夜学を通して精神修養、風儀改善、身体鍛錬を活動の目的としていた。また、松山市清水では農事研究会をし、会員が試作をなし農事の発展をはかることになつていた。浅海村(松山市)では「相撲の世話、遍路の接待、維新後は夜学、研究、試作田、積金」とあるように、青年組織へ移行する段階で、夜学や農事の試作・研究、積金などが主たる行事になつていった。

#### 五、沿革

##### (一) 愛媛における青年会・青年団の沿革概要

青年会とは、主として明治時代中期から学習や風俗改善を目的として組織された自主的な青年組織で、後に国家の支配を強く受けるようになる。明治時代中期には、明治二十一年の市町村制等の制定により、従来の若者組織の役割が村落の中で減少するとともに、若者による婚礼の妨害や、祭礼に伴う酒食、賭博、宿や遊びなどが識者から弊風と見なされ、その改良が求められるようになった。従来の若者組織と構成員は重複する場合が多かつたが、教師、村長、有力青年有志などがそれを指導する例が多く、従来からの活動である祭礼等の他に学習、討論、演説、農事改良、日清戦争の際には軍人後援等の活動を展開した。政府は日露戦争前後から地方改良運動の一環として青年の組織化を進め、明治三十八年九月に内務省、同年十二月には文部省が青年会を奨励する通牒を出している<sup>21)</sup>。青年会は当初は町村の中の部落単位で構成され、従来の若者仲間を継承することが多かつたが、次第に町村内で一団体というように合併・統合され

ていく傾向があった。

次に青年団とは、公民教育を目的に日露戦争後に町村を単位として結成された青年団体である。若者組・若者仲間の活動機構を継承しながらも、性や娯楽に関する関与を少なくし、図書館などの国民教育に関する事業や勤業事業、夜警、衛生、軍人支援など、市町村自治に関する事業を主として行うようになった。大正四年に内務・文部両省から青年団に対する共同訓令が發布されており、国家主導のもとで一般化していった。<sup>24)</sup>愛媛県内でも各地で青年団が組織されたが、従来の若者仲間は町村の中の部落単位で構成されていたものの、青年団はあくまで町村単位での構成であり、それまでの若者仲間や、部落毎に存在していた青年会は、合併、統合されていった。そして既に町村で一つに合併、統合していた青年会は、そのまま青年団に移行することが多かった。

さて、愛媛県内における青年会の設立の状況であるが、『愛媛県教育史』の記述を中心に概要を紹介しておきたい。『海南新聞』の記事によると明治十七年十一月二十三日に松山城北青年会が発足している。会員は五十人余りで演説会などを開催している。同二十年には、小松町（西条市）、久万町（久万高原町）、郷村（八幡浜市）、安城寺村（松山市）等に青年会が組織されている。<sup>25)</sup>また同二十二年一月に松柏村（八幡浜市）では青年有志が青年夜学校を開き、会員四十八人が算術、作文、読書の勉学に励んでいる。<sup>26)</sup>これらは、従来の若者組織の弊害を矯正するとともに、明治維新後約二十年が経過し、新しい時代の精神を注入、改革しようとするもので、地方の教育者や篤志家を中心になって組織されたものである。そして、青年の風紀の改善と知識の向上を目的として、まず、夜学会を開設する手段がとられている。<sup>28)</sup>

明治二十七年、八年の日清戦争後、青年会はいっそう普及し、同三十年の新聞記事によると、郡中町（伊予市）、魚成村・下宇和村皆田（西予市）、成妙村（鬼北町）、和氣村太山寺・新浜村（松山市）、千足山村石貝（西条市）などに青年会が、馬生村横田（今治市）、下灘村成浦（津島町）、山田村西山田（西予市）、古三津村（松山市）などに夜学会が生まれている。<sup>29)</sup>

そして明治三十七年二月に日露戦争の勃発とともに、銃後の活動の中核とし

て青年会を設立しようとするところが少なくなく、正岡村・河野村・粟井村・五明村・興居島村泊・垣生村（松山市）、田渡村（内子町）、南山崎村（伊予市）などで青年会が結成されている。<sup>30)</sup>また、金生村青年会（四国中央市）では会則が決められ、会の目的は「本会ハ明治二十三年教育ニ関スル勅語ノ聖旨ヲ奉体シ、仏教ヲ参酌シ、金生村青年ノ修身道徳ヲ振興スルヲ以テ目的トス」とされ、事業として①農商工業の改良発達を謀る、②村の弊風を革新し風俗を矯正する、③軍事その他公共事件に率先して尽力する、④出征軍人を慰問し、出征軍人家族を保護すること等が規定されている。<sup>31)</sup>このように、日露戦争を契機として多くの青年組織が活発な活動を始めているが、明治政府はこれに注目して明治三十八年九月と十二月二十七日に府県知事あてに青年団に関する通牒を發した。これを受けて愛媛県では、同三十九年一月十五日に県知事名で郡市長あてに次のような通達を出している。<sup>32)</sup>

近來各地方ニ於テ風儀ノ矯正智徳ノ啓発体格ノ改良其他各種公益事業幫助等ヲ目的トスル各種青年団体ノ設置ヲ見ルニ至レルハ通俗教育上ニ於テモ其効果尠カラザルコトト存候ニ付、是等団体ヲシテ其發達ヲ遂ケシムルト同時ニ、旧來ノ慣習ニ依レル若連中等ノ青年団体ニ於テモ、其弊習ヲ排除シテ有益ナル活動ヲナサシムル様適宜誘掖指導相成様致度依命此段及移牒候也

この通牒の結果、各郡の郡長は郡内町村会や学事集会にて青年会の設置を奨励した。なお、明治四十三年には郡市長会議において、県当局から青年会の組織を一町村単位に統合整理するよう改善の指示があり、<sup>33)</sup>これを一つの契機に、それまで部落単位でも多く存在していた青年会が、町村単位で合併統合する流れとなっていた。

次に愛媛県における青年団に関する状況であるが、大正四年九月十五日に内務大臣・文部大臣連名で、地方長官に対し、青年団に関する最初の訓令を發し、同日付の内務・文部両次官の通牒によって青年団の組織経営等の基準が提示されている。<sup>34)</sup>愛媛県では、この訓令を基として大正四年十月二十二日に県知事名で各郡市長あてに次のように伝達している。<sup>35)</sup>

## 青年団体ノ指導発達ニ関スル件

青年団体ノ設置ハ今ヤ漸ク県下ニ洽ク其ノ振否ハ国運ノ伸張、地方ノ開發ニ影響スル所殊ニ大ナルモノアリ、此ノ際一層青年団体ノ指導ニ努メ以テ完全ナル発達ヲ遂ケシムルハ内外現時ノ状勢ニ照シ最モ喫緊ノ一要務タルヘキヲ信ス、抑々青年団体ハ青少年修養ノ機関タリ、其ノ本旨トスル所ハ青年ヲシテ健全ナル国民、善良ナル公民タルノ素質ヲ得シムルニ在リ、随テ団員ヲシテ忠孝ノ本義ヲ体シ、品性ノ向上ヲ図リ、体力ヲ増進シ實際生活ニ適切ナル智能ヲ研キ、剛健勤勉克ク国家ノ進運ヲ扶持スルノ精神ト素質トヲ養成セシムルハ刻下緊切ノ事ニ属ス、其ノ之ヲシテ事業ニ当リ実務ニ従ヒ以テ練習ヲ積マシムルモノ亦固ヨリ修養ニ資セシムル所以ニ外ナラス、若シ夫レ団体ニシテ其ノ嚮フ所ヲ誤リ施設其ノ宜シキヲ得サルコトアランカ當ニ二期ノ成績ヲ挙げ得サルノミナラス其ノ弊ノ及フ所測リ知ルヘカラサルモノアラン、故ニ局ニ当ル者ハ須ク此ニ留意シ地方實際ノ状況ニ応シ最モ適実ナル指導ヲ与ヘ、以テ団体ヲシテ健全ナル発達ヲ遂ケシメントコトヲ期スヘシ

同時に、青年団設置基準として、青年団体は義務教育修了者、もしくはこれと同年齢以上から二十歳までを原則とすることや、青年団は市町村を区域として組織するが、地域の状況により部落、小学校単位で組織したり支部を設置しても良いことなどが示されている。<sup>86)</sup>これを契機として、愛媛県内各地で青年会から青年団への組織化、改編が多く見られるようになるのである。

## (二) 『維新調査』に見る若者・青年組織の沿革

前項では行政資料や新聞記事を主として青年会・青年団の設立の経緯を見てきたが、実際の各村々ではどのような状況であったのかを『維新調査』を用いて、ここで紹介しておきたい。『維新調査』の調査票の中に、各集団の「沿革」を記載する項目があり、そこに記述されている内容をまとめたのが表一に掲げた「若者・青年組織の沿革（『維新前後社会教育の調査』より作成）」である。この表では大きくわけて四つの項に分類している。まず第一点は青年会等に組

織される以前のいわゆる維新时期頃における若者組に関する情報である。「若者組の起源」・「若者組盛衰」に分けており、「若者組の起源」では、その組織の起源伝承等を紹介している。実際の古記録や文書を基に記述されたものは僅少で、そのほとんどは言い伝えとなっている。「若者組盛衰」では、維新後に青年団体が組織されるまでの間に、従来の若者組織が継続したのか、発展したのか、それとも衰微したのかという視点で紹介している。第二点が「青年会以前」という項目の設定である。前項で見たような明治二十年以降に数多く設立された青年会・青年団の以前に、村々において「〇〇社」等と称される青年集団が結成されている事例が『維新調査』を見渡すと数多く出てくる。この情報を拾い上げてまとめたのが、この「青年会以前」の項目である。第三には「青年会」を挙げている。そしてその青年会が部落単位なのか、町村単位で組織されたものなのかを項目として分けている。第四に「青年団」を挙げている。これも青年会と同じく部落別なのか、町村単位なのかを区分しながら紹介している。

この表一を眺めてみれば、明治初期から大正・昭和初期に至るまでの間の若者・青年組織の変容・改編の過程が一樣ではなく、それぞれの村々で異なっていることは一目瞭然である。『県史』に記されているような「明治中期以降から次第に規律なども乱れて来て問題点を露出するようになり、結果、上からの指導で部落別の『青年会』に改称されて統制を受けるようになると、やがて自然消滅した。明治三十七年のことである。しかし、従来の若連中がすぐ解体したのではない。その習俗や慣習は一方に残り、これまでの性格を温存しつつ近年に及んでいる。しかし、それはそれとして、表面的には明治三十七年をもって若連中は解散し、明治四十一年には村単位の青年会に発展して各部落毎に支部が置かれ、大正十一年にはそれぞれ『青年団』と改称されるに至った<sup>87)</sup>」という一般論的な状況では把握できない状況が各地で起こっていたのである。その傾向を大まかに分類すると次のA・B・Cの三つのタイプのように思われる。

A 若者組がそのまま部落単位の青年会へ移行し、後に町村単位の青年会へ再編され、そのまま青年団へ移行したもの。

表一 若者・青年組織の沿革（『維新前後社会教育の調査』より作成）

現市町村名	町村名	地区名	若者組		青年会以前	青年会		青年団	
			若者組起源	若者組盛衰		部落青年会	町・村青年会	部落青年団	町・村青年団
四国中央市	金田村		明治前80年前より紀伊氏来りて（紀州より）若衆連生る。			部落青年会	明治41年10月	葱尾青年団	町・村青年団
四国中央市	川滝村							川滝青年団	
四国中央市	新立村	新宮		明治20年頃まで継続。					
四国中央市	妻島村		安政時代	明治元年頃に於て役員を定む。維新後継続し青年団支部となる。					
四国中央市	松柏村			若連中が青年会と改称。		明治42年			
四国中央市	寒川村			維新前ヨリ継続セル五箇ノ若イ衆組アリタルヲ大正四年十一月三日統括シテ寒川村青年会青年会になる迄継続					
四国中央市	津根村			明治4年廃藩置県ニヨリ天領若衆、西條若衆ノ名称消ユレ共以前ノ風ヤマズ両組分ル。明治21年4月地方自治制ガシカレテヨリ同一若衆連トナル。					
四国中央市	野田村			明治18年迄継続					
四国中央市	小笠村			「現在青年団ノ前身ナリトイフ」					
新居浜市	垣生村			明治18年「義交社」					
新居浜市	船木村			明治22年頃「壮勇社」					
西条市	加茂村								
西条市	大保木村								
西条市	大保木村	中奥							
新居浜市	高津村	高津							
西条市	西條町	大町							
西条市	丹原町	田野村							
西条市	桜樹村	明河							
西条市	桜樹村	明河							
西条市	壬生川町	壬生川							
西条市	楠河村	楠河	嘉永元年生まれの古老によると既にそれ以前からあった。						
西条市	庄内村								
今治市	今治市			明治20年頃廃					
今治市	立花村			維新後は一時中断					









B 若者組が明治初期から中期にかけて衰微、消滅した後、部落単位の青年会が組織され、後に町村単位の青年会へ再編され、そのまま青年団へ移行したものの。

C 青年会・青年団が結成される以前に「〇〇社」等と称する青年組織が結成されていたもの。

### (三) 若者組から青年会・青年団へ移行した事例

まずは、Aタイプであるが、これは従来から一般論として言われてきたものである。中山町永木（伊予市）では「維新前ヨリ現今ニ至ルマデ若連中ハ青年団ト相連続シテ存在シ諸種ノ新シイ規約ヲ設ケ組織及行事ヲ変更スルコトナク益々発達シツツアリ」とあり、長浜町青島（大洲市）では「明治二十年頃迄ハ維新前ニ変化ナク其ノ長ヲ若イ者頭ト称シ、其下ニ帳面預リ二名（何レモ連中ノ年長者）アリシガ二十年ヨリ更ニ島内ノ有志三名ヲソノ後楯トシ特ニ指導セシムルコトナス云テ青年頭取ト称ス。大正三年ニ至リ規約大改正シテ青島青年会ト称スルニ至ル」とあり、従来の若者組がそのまま青年会・青年団へと継続しているものと認識されている事例である。その他にも同様の事例は、松柏村（四国中央市）、垣生村（新居浜市）、桜樹村（西条市）、正岡村・北條町安居島（松山市）等に見られる。

ただし、必ずしも青年会への移行が順調に行っていたわけではない。例えば磯津村磯崎（八幡浜市）では「明治二十八年、坊若衆ノ氏神祭練予習ノ中祝ニ際シ、他家ノ里芋ヲ多量ニ盗ミテ馳走セシ事著覚セシヨリ、青年ノ風儀改善ノ為、時ノ村長ノ斡旋ニヨリ磯崎青年会創立。其後、大正ノ初年ニ至リ全村内統一セル磯津青年団ヲ設立シテ現時ニ至ル」とあるように、若者の悪弊が問題視されたことにより、当時の村長が斡旋して青年会が組織された事例もある。

また、三島村下泊（西予市）では、明治時代後期の神社合祀が若者・青年組織の再編に影響を及ぼした事例もある。下泊では「各集落共氏子を異にする等の関係より各集落毎に若連中ありき。神子ノ若連中、中ノ浦若連中、本浦若連中（中略）三若連中共同様の行事を持ちながらも独立して存在せり。其後、道

路、海運の便開け、三氏神の合祀により同氏子となりたる関係より何時しか三若連中合併の□□□遂に明治四十年正式に合併して下泊青年会となり以後継続して現今青年団の基礎となす」とあるように、下泊内に氏神ごとに三つの若連中が存在していたのを、氏神が一つに合祀されたのを契機として、若連中も統一して下泊青年会が結成されている。

なお、多田村（西予市）の事例であるが、従来、「若子組」、「若連中」と呼ばれる組織から名称を変更して「青年中」となり、その後青年会、青年団へ移行している。これは「若者」・「青年」という呼称の変遷、もしくは明治時代中期における「青年」という呼称の浸透を考える上で興味深い事例である。明治二十年以降に「青年会」が結成されたことにより「青年」の呼称が浸透したのではなく、それ以前に存在・浸透していたことを示している。そもそも「青年」は江戸時代の文献にも散見できるし、明治十三年設立のYMCA（キリスト教青年会）などで使用例があるが、一般化するのは明治二十年以降とされる。木村直恵によると、明治二十年代初頭に「青年」という言葉が新しい世代を指すものとして定着したという。この時期は江戸時代生まれの者が年配者となり、明治生まれの若者世代が社会を担うようになるが、それにともなって、新時代が到来するという言説が増えてくる。この新時代の若者を称する言葉として「青年」が出てきたのである<sup>38</sup>。この多田村の事例は、従来の「若連中」が「若子（ワカイシ）」と称されることに対して、新世代意識の浸透とともに違和感を覚えていき、「青年中」と称したと推察できるのである。

また、桑原村（松山市）では「明治中期ノ初頃マデ若連中トシテ続キ、後、青年会ト改メ、更ニ各部落毎ニ適當ナル名称ヲ附シ（東山会、西風会、桑南会等）、大正初年ノ頃ハ七団体トナリ今日マデ継続ス」とあり、若連中が青年会へと継続しているが、それぞれの青年会は「東山会」、「西風会」等を称していた。このような会の様々な名称はCタイプに分類できるものでもあるが、若連中からの継続が明白に記されている点から、Aタイプとして紹介した。

(四) 若者組の衰微後、青年会・青年団が組織された事例

次にBタイプの若者組が明治初期から中期にかけて衰微、消滅した後、部落単位の青年会が組織され、後に町村単位の青年会へ再編され、そのまま青年団へ移行したものである。このタイプは、一般に言われているような若者組がそのまま青年会へ移行したという流れが、必ずしもそうではないことを示すものである。

例えば余土村(松山市)では「明治十五六年頃迄ハ相当鞏固ナル團結ナリシモ同二十年頃ニ至リ次第ニ衰へ漸次絶後解体セラレ、遂ニ断絶シ、青年会ノ組織セラルルマデ十数年ヲ経過ス」とあるように、明治二十年頃には若者組は解体し、同三十年頃の青年会組織までに十年間の空白期間があったことがわかる。また、明神村(久万高原町)では「今日の青年団ニ至ル迄継続セルモノハ少ク皆一時中断シ後再興セルモノ」と記されていたり、白滝村(大洲市)では「維新前ヨリ引続キタルモ青年会設立マデ一時中絶シタルガ如シ」とあり、若者組が明治維新後、一時中絶していたと認識されている事例がある。同様の事例は立花村(今治市)、生石村・湯山村(松山市)、喜須来村(八幡浜市)等でも見られる。

一時中絶していた若者組織が青年会へと組織されるに至る状況については、東伯方村有津(今治市)の場合、「維新後殆ド有名無実ノ形デアツタ青年団組織前、コノ連中ノ中ニ夜学組が出来、後コレガ青年団組織ノ中堅ヲナシタ」とあり、地元の青年有志により夜学組(会)が組織されて、それが後の青年団組織の中堅を担っている。若者組がそのまま移行したのではなく、若者組の中に近代的「青年」が出現し、それが後の青年団の中核となっているのである。また、八幡浜市神山では「明治当初あり追年中絶と言ふ程にはあらざるも衰微せしが各種戦役事変を中心として再興、現在の青年団に至る」とあるように、明治中期には衰微していた若者組が、日清・日露戦争を契機として再興したという。

なお、衰微の要因として、泊宿(若者宿)の存在との関連もうかがえる事例もある。明治村松丸(松野町)では、明治二十五年頃まで若衆組が継続してい

たが、泊宿の宿親の影響も薄くなり、以後は中絶し、明治三十八年に至り青年団が組織されている。若者組がそのまま継続して青年会・青年団になっているのではなく、泊宿の習慣の衰退とともに若者組の存在は村の中でも希薄となり、「中絶」と言われるような事態となっていたのである。

(五) 青年会以前の青年組織から青年会へ

次にCタイプである。「維新調査」を眺めていると、青年会・青年団が結成される以前に「〇〇社」等と称する青年組織が結成されている事例が数多く出てくる。例えば弓削村(上島町)の場合「佐島ハ明治八年解散、九年和合者トイフモノ組織セラレ明治三十八年解散ス」とあり、明治九年から三十八年まで「和合者」という青年組織が存在していた。この組織の具体的な内容は不明であるが、「〇〇社」ではなく「〇〇者」となっているので「若者」と同じように、規範・規則を持った組織ではない可能性が高い。ただし、若者組を「解散」させ、新たな青年組織が結成されるという動きが既に明治十年前後には見られたのである。その他に明治十年前後の動きとして、高川村(西予市)に次のような事例がある。維新前後において若者の間に賭博が流行した。川津南は特に甚しかった。各種の方法を講ずるも成年者の間にもこの風があるので、村の幹部(庄屋一、村役人三、横目一、小頭六)が厳しく青年の集合を禁止し、監督を行った。このために二部落においては、まとまりのある若者組がなかった。ただし、明治十三年に当時の青年を対象として、芝久蔵が「一銭講」を創始した。これは青年の風儀矯正を目的として、親の助けを借りず、自ら働いて得た金を毎月一銭を貯金するものであった。村の休日の午前中に働いて薪、草、縄、草履の類を作り、芝氏が全部買取してこれを貯金させたという。これは明治後期まで継続していた。以上のような記述がある。

明治十年代の動きとしては、小富士村(四国中央市)の事例があり「若衆ノ制ハ明治十八年頃マデ続キシガ十八年組織ヲ改善シ義交社ト命名、部落公共秩序安寧風規肅正等担当ス」とあり、明治十八年に「義交社」がそれまでの若衆から移行している。明治二十年代になると事例数も多くなる。魚島村(上島町)

では、明治二十年頃に青年会を設立し、その後「勢立社」と改称して、取締役三名を置いて組織したが、大正元年頃に再び青年会と改称し、昭和に到つて青年団となっている。また、盛口村盛（今治市）では明治二十二年に「積善会」、野田村（四国中央市）でも同年に「壮勇社」が結成されている。北吉井村（東温市）では、若連中が明治二十二年まで存続し、二十四年に「壮志舎」と改称、再興した。その際に会則等を制定し、明治三十九年に「青年同志会」と改称されるまで継続している。興居島村泊（松山市）では、明治二十五年に、神職である重松安俊が「青年倶楽部」を設立し、明治四十二年に杉野源太郎を中心に興居島村青年会を設置するまで継続した。また、内海村魚神山（愛南町）では明治二十五年に「侠勇同名会」が結成されている。

明治三十年代以降に結成されたものでは、三島村皆江（西予市）の「淳心会」（二十六年四月）があり、また関前村岡村（今治市）では明治四十年に里浦に「壮勇会」、宮浦に「親盛会」、浜組に「積善会」が組織され、その翌年の四十一年に青年会、そして大正八年に青年団へと移行している。

その他、年代は明確ではないものの「〇〇社」、「〇〇舎」等という名称を持つ青年組織として、津根村（四国中央市）の「明治社」・「一心社」、垣生村（新居浜市）の「克巴舎」・「共潔舎」・「共清舎」、松山市清水の「壮盛社」、御荘町（愛南町）の平城（睦盛組）・節崎（協和組）・八幡野（救友組）・貝塚（開盛組）・長岡（改盛組）・馬施（教文組）などがある。これらのほとんどは明治三十年代後半以前に成立したもので、明治三十八〜九年にかけて政府や県が青年会設置を推奨する以前のものである。明治二〜三十年代には若者組から青年会へ改編、移行する過渡期に、以上のような組織が各地で結成され、後の青年会、青年団組織の萌芽が見られたのである。この組織は、地域の篤志家や神職、村長などの影響により設立され、一定の年齢になると必ず組入りしなければならぬといった規範を持つものではなかった。大和村（大洲市）の事例として「青年が自発的に同志会などといふ会名を附して修養団体を作るに至り明治四十二年村内を統合」とあるように「自発的」な参加形態であることが特徴であった。なお、久万町（久万高原町）では「明治三十四頃、篤志者の私設により年

令十七才以上廿五、六才迄のものを以て青年会を組織す。一時中断せしも明治四十一年に再び会を組織し、明治四十三年新に男子満十四才以上成年未満のものを以て同団を改組し久万青年団と称し現在に及ぶ」とあるように、明治三十年代前半に篤志家の私設で「青年会」が結成されたものの継続せず、県・郡の奨励を契機として四十一年に再結成されている。明治二〜三十年代の青年組織が「私設」や「自発的」をキーワードして展開しており、明治四十年代以降の行政主導により設立された青年会、青年団とは性格を異にしている。また、河野村（松山市）では「明治三十年頃ヨリ青年会トイフモノ作ルトテ作りカケシモ続カズ。但シ若イ者組ハ存在セリ」とあるように、「青年会」が明治三十年代に結成されたとしても継続せず、しかも若イ者組は並存していたという事例があるように、「青年会」とは称しても明治三十年代後半の行政による指導・奨励以前に存在していたものは継続しない場合も多く、四十年代以降の「青年会」とは区別して考える必要があると思われる。

また、岩松町（津島町）の場合、岩松の若イ者組は明治三十五年頃、主に町屋を中心に「青年同志会」が結成されたが、これには農家は加わっていない。明治四十年頃になって隣の芳原村の若イ者組と合併して青年会となり、大正五年に青年団となっている。このように、農村地帯では従来の若者組織が継続しつつも、町屋では「青年同志会」が結成され、明治四十年という県・郡から青年会設立の推奨がなされた直後に合併して青年会へと移行している。これは従来の「若イ者」と近代的「青年」が同じ地域の中で並存、葛藤しながら、行政の指導により「青年」へと収斂されていった典型的な事例といえる。明らかに行政の主導で組織が再編されたものとしては、宇和島市九島において「明治四十三年郡当局ニ於テ郡内青年団調査ヲ実施シ、ソノ結果鑑ミ青年団ノ組織ニ尽シ青年団準則ヲ公布シ、郡令ヲモ示スニ至ル。」とあり、大保木村（西条市）でも明治四十年頃に郡の奨励があったという記述がある。以上のように、明治二〜三十年代の青年組織と、明治四十年代以降の青年組織を区別して考えることにより、従来の若者組から青年会、青年団への改編、移行の過程が明確になるといえる。

六、おわりに

この『維新調査』のように、戦前において教育会が県内全域を対象として若者・青年組織に関する調査を行ったという例は、筆者は現在のところ今回の愛媛県以外では把握していない。少なくとも、当時の文部省の指示・主導によって県が全国的に調査を行ったものではないようである。よって、この『維新調査』は、明治初期から昭和初期にかけての若者・青年に関する民俗や歴史的展開を探る上では、全国的にも貴重な資料と言える。今回の報告では『維新調査』に記載された内容を基として、主には愛媛県内の若者・青年組織に関する民俗、時代的変遷を紹介してきたが、この『維新調査』が計画、実施された背景については、調査実施の昭和十一年前後の県の行政資料や愛媛県教育会発行の雑誌『愛媛教育』を見渡しても、この調査に関する記述を見つけていないため、踏み込んで考察ができていない。また、村落社会における「若者」から近代的「青年」へとという流れについても、教育制度の確立過程や、自由民権運動、日清・日露等の戦争、戦時体制の確立などの歴史的な流れとも照らし合わせて、愛媛県下の近代の「若者」・「青年」を位置づける作業が必要となる。以上は今後の課題であるが、本稿の趣旨としては民俗学における若者・青年組織の研究に関して、愛媛という一地域の詳細な情報を提供することで、民俗学でのこれまでの聞き取り調査等での成果に年代性、時代性を付与させて考える一つの契機としてようと考えたわけである。

もう一点の課題として、今後は、民俗学における中野泰の調査成果のように、若者組については、ムラの中での位置づけ、そこに所属する若者・青年がいかなる秩序のもとで、社会的地位を獲得し上昇していったかを考察する必要もある。その社会的システムを有している青年団や青年宿などの青年組織は、現在においても機能している事例を見出すことは困難であり、かつての経験者への早急な聞き取り調査が必要である。<sup>(39)</sup> 本稿での『維新調査』の記述紹介によって、ある程度は時代性、地域性を見通すことができる程、愛媛県内における若者・青年組織の事例は集積することができたと思われる。若者・青年が社会の中で

いかに一人前になり、大人になっていくのかという現代的視座も見据えながら、このテーマに関する詳細調査は今後重要になってくるだろう。

- 註 (1) 大塚民俗学会編『日本民俗事典』弘文堂、一九七二年、八〇六頁。  
 (2) 岩田重則『ムラの若者：くにの若者―民俗と国民統合―』未来社、一九九六年、一七頁。  
 (3) 中野泰『近代日本の青年宿―年齢と競争原理の民俗―』吉川弘文館、二〇〇四年、三〇頁。  
 (4) 野口光敏『愛媛の年齢集団―若者仲間覚書―』一〇一六『伊予の民俗』一〇二〇号、一九七三〜七六年。  
 (5) 愛媛県史編さん委員会編『愛媛県史』民俗編上、愛媛県、一九八三年、六五二頁。  
 (6) 註5に同じ、六七三頁。  
 (7) 愛媛県教育史編纂室編『愛媛県教育史』第二卷、愛媛県教育委員会、一九七一年。  
 (8) 愛媛県教育史編纂室編『愛媛県教育史』第一卷、愛媛県教育委員会、一九七一年、一〇一九〜一〇二二頁。  
 (9) 野口光敏『愛媛の年齢集団―若者仲間覚書(一)―』『伊予の民俗』一号、一九七三年。この報告の呼称の項目については『愛媛県史』民俗編上、六五三頁にも再編の上、収録されている。  
 (10) 註5に同じ、六五二頁。  
 (11) 註9に同じ。  
 (12) 註5に同じ、六六六頁。  
 (13) 註5に同じ、六七二頁。  
 (14) 註5に同じ、六五七頁。  
 (15) 註5に同じ、六五七頁。文化庁文化財保護部編『民俗資料選集二七 年齢階梯制二』国土地理協会発行、一九九九年。  
 (16) 福田アジオ・新谷尚紀他編『日本民俗大辞典』下、吉川弘文館、八二六頁、福田アジオ執筆。  
 (17) 若者組織の担当機能としての祭礼の運営については、野口論文(註4参照)、『愛媛県史』民俗編(註5参照)六六二頁に四国中央市中ノ川・寒川、今治市大西町九王、伊方町三机等の事例が詳細に報告されている。  
 (18) 註5に同じ、五二六頁。  
 (19) 註5に同じ、五二八頁。  
 (20) この事例に関しては既に要約した形で『愛媛県史』民俗編上(註5参照)、六七〇頁に紹介されている。  
 (21) 註3に同じ。

- (22) 註3に同じ、二一九頁。
- (23) 註3に同じ、一九頁。『日本民俗大辞典』上(註16参照、九三〇頁、中野泰執筆「青年会」の項。
- (24) 『日本民俗大辞典』上(註16参照)九三三頁、福田アジオ執筆「青年団」の項。
- (25) 註8に同じ、一〇二二頁。および『海南新聞』明治十七年十一月二十五日付。
- (26) 註8に同じ、一〇二二頁。および『海南新聞』明治二十年十月三十日付、十二月十五日付、十二月十八日付、十二月二十五日付。
- (27) 註8に同じ、一〇二二頁。および『愛媛新報』明治二十二年三月十二日付。
- (28) 註8に同じ、一〇二二頁。
- (29) 註8に同じ、一〇二二頁。および『海南新聞』明治三十年六月二日付、六月十三日付、十月二十八日付、十一月十一日付。『愛媛新報』明治三十年二月十七日付、四月十三日付、七月十九日付、八月五日付、十一月二日付、十一月十三日付。
- (30) 愛媛県行政資料「大正五年九月青年団体二関スル調査表」(大正六年県政事務引継書所収)
- (31) 註8に同じ、一〇二三頁。
- (32) 註8に同じ、一〇二五頁。
- (33) 『愛媛県誌稿』下巻、愛媛県、大正六年、六〇二頁
- (34) 註7に同じ、二四〇頁。および熊谷辰次郎『大日本青年団史』一九四二年、一一三～一一五頁
- (35) 註7に同じ、二四二頁。
- (36) 註7に同じ、二四二頁。および『愛媛県誌稿』愛媛県、大正八年、六〇四～六〇五頁。
- (37) 註5に同じ、六七三頁。
- (38) 木村直恵『青年』の誕生』新曜社、一九九八年。なお、「青年」が定着した背景としては近代国家の存在が見逃せない。「若者」は村社会の中の一人前を目指す若年齢者であるが、「青年」は国家の中の一人前を目指す若年齢者を指したのである。「若者」の場合、一人前の規準は、米俵を一俵かつぐとか、一日にどれだけ田を耕すかなど、村の中で慣習として規準が決まっており、それは労働力・生産力を目安としていた。しかし、明治時代以降の近代国家においては、一人前の規準は労働力・生産力に加えて、兵力・教育力が重要視されるようになる。村の中でも一人前の条件に、徴兵検査を済ませることが加わり、明治三十年以降の青年会・青年団では新時代の学習・教育が重視された。労働力についても近代産業に対応できる技術が要求され、国家と社会状況が新たな時代の青年像を求めたのである。このように「若者」は、もともと村社会を意識した呼称であり、「青年」は村を越えて国家・社会を意識した上で成立したものである。本稿で「若者・青年組織」というように「若者」と「青年」を併記しているのは、この点を重視しているからである。
- (39) 愛媛県内における青年宿の社会システムを調査・報告しているものとして、寺尾英二『イ

リコの島によせる波』(平成十六年度神奈川大学大学院修士論文)があり、大洲市長浜町青島のイワシ網漁と青年宿の関係を紹介している。